

# 令和5年10月第11回 真庭市農業委員会総会 議事録

## 1. 開催日時 令和5年10月11日(水)

午前10時00分から午前10時25分

## 2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室

## 3. 出席委員(40人)

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 山懸将伸 2番 岡田耕平 3番 妹尾宗夫 4番 池田 実

5番 太田 明 6番 池田和道 7番 沼本通明 8番 樋口昌子

9番 入澤靖昭 10番 柴田博行 11番 松本正幸 12番 中山克己

15番 後藤 勤 16番 福島康夫 17番 池本 彰

推進委員 20番 平 義男 21番 梶原啓二 22番 西谷玲子 23番 中嶋久志

24番 井手宏治 25番 築澤安彦 26番 松下 功 27番 上田房次郎

28番 太安隆文 30番 根本 章 31番 田中秀樹 32番 長尾 修

34番 高谷明弘 35番 植田浩史 36番 浅田光明 38番 各務和裕

39番 東郷朝夫 40番 山中正義 41番 池田久美子 42番 二若正次

43番 高見寛二 45番 筒井一行 46番 清水 晃

## 4. 欠席委員(6人)

農業委員 13番 武村一夫 14番 吉岡 靖

推進委員 29番 白石壽平 33番 二宗貴志 37番 戸田典宏 44番 佐子ゆかり

## 5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第55号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の  
決定について

その他

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 渡辺義和 主幹 柴田正人 主事 大塚哲史

福田有子

## 7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 それでは、改めておはようございます。

ただいまから令和5年10月総会のほうを開催いたしたいと思います。

それでは、会長のほう、ご挨拶よろしくお願ひいたします。

会 長

おはようございます。ご苦労さまです。

10月に入りまして、めっきり秋らしくなりました。今年は台風のほうの直撃がないということで、その点ではよかったかなというふうに思います。稲刈りのほうも順調に進んでいるんじゃないかというふうに思います。わが家あたりでも見られるようになりました。10月といいますと収穫の時期、9月にも始まっているところもあります。コロナ禍の3年間ほどはそういう祭りも謹んで、なかなかにもできなかったんですけど、今年は取りあえずということで各地域でも例年どおりの事が行われるんじゃないかというふうに思います。地域が元気にならんと、農業のほうもうまく成り行かないというのは考えられます。何とか、厳しい状態ですけど、ものが下げにくく、次第と上がるような状態となるように、何とか地域を元気にして、みんなの力で持っていくしかないんだなというふうに思います。そういうことで、皆さんも頑張っていたきたいというふうに思います。

また、視察研修ということで農業委員会の研修も今年は予定しております。3年の任期のうち1回行うということで、大体3年目に行っておりましたが、今年は1年目に行うということで予定いたしました。コロナ禍の間は確認してもなかなか分かり合えんというか、そういう機会が少なかったんですけど、1年目に皆さんとともに2日間過すと、いろんなことの話ができるんじゃないかというふうに思います。今後の活動にも役に立つのではということで、1年目にさせていただきました。忙しい時期ではあるというふうに思いますけど、何とか都合をつけていただいて多くの方に出席していただきますようお願いしたいところです。

それでは、これより10月総会を開会いたします。どうかよろしくお願ひします。

事務局長

ありがとうございました。

それでは、会のほうに入らせていただきます。

本日、欠席委員の方は2名いらっしゃいます。13番委員、14番委員、2名でございます。遅参の方はいらっしゃいません。よって、ただいまの出席委員19名中17名で定足数に達しておりますので、10月総会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を会長よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただきますことにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

それでは、議事録署名委員は、7番、          委員、8番、          委員を指名いたします。

日程2、議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 失礼いたします。議案第52号、農地法第3条の規定によります許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は3件でございます。農地法第3条第2項の各号におきまして、申請書によって審議いたしました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

それでは、番号1でございますが、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田2筆3,137㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、1番委員さんから説明をお願いいたします。

1番委員 議長。

議長 はい、1番委員。

1番委員 1番です。

番号1につきまして、去る10月1日に譲受人立会いの下、現地確認を行っております。その内容につきましてご報告をさせていただきます。なお、譲渡人とは電話にて聞き取りのほうを行っております。権利移転する事由の詳細でございますけれども、譲渡人は県外に在住しており、以前から申請地につきましては譲受人が耕作をしておたわけでございます。今後におきましても、譲渡人が里へ帰って農地管理ができる状態ではないということから、譲受人と協議いたしました結果、このたび贈与によります権利移転を行うものでございます。譲受人の耕作状況等でございますけれども、譲受人は地域の担い手といたしまして臨時雇用を入れながら水稻を中心に豆類等を大規模に耕作を行っており、申請地取得後も適切な農地管理を行うものと思われま。不適事項等につきましては、特にございませ。審議方よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

落合の譲渡人が、久世の譲受人に、申請農地、田3筆623.29㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。申請農地は3筆になっておりますが、高压電線の直下に位置しておりまして、その地役権の設定によりまして3筆に分筆されておりますが、現状は1枚の田となっております。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願い

します。

30番推進委員 議長。

議長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 それでは、2番の詳細についてご説明いたします。

9月30日に譲渡人の立会いの下で確認いたしました。先ほど説明がございましたように、3筆ですけれども田んぼは1枚でございます。そして、譲渡しの理由でございますけれども、4年前に譲渡人の父親、当主が亡くなれて、今現在本人とお母さんとの2人住まいでございます。そして、後継者はいらっしゃいません。そういった状況の中で譲受人と渡し人との関係でございますけれども、友達に農業を続けることができないという相談をしたところ、譲受人が就農したく、農地を探しているということで紹介を受けたところでございます。譲受人でございますけれども、地元のJAにお勤めでおられます。新規就農ということになるわけでございますけれども、将来についてはこれは明確に面積を拡大していきたいという意向をお持ちでございます。農業機械の手当てにつきましては、当面管理程度のこととして、将来面積を拡大していく中で作物面積に合わせて農業をしていきたいと。それまでは当面大型機が必要な作業においては農協にお願いを委託するというところでございます。ちなみに奥さん側の里が津山の方で2町あまりの農業をしておられまして、譲受人は以前より作業の手伝いに行かれておりまして、農作業を受けるということで、仕事柄農作業についての知識において豊富でありまして、農業に対する意欲も高く、新規就農者として問題がないと思われまます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号3でございます。

久世の譲渡人が、相手方の要望により、市外の譲受人に、申請農地、田1筆220㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。譲受人の居住地は市外でございますが、議案書中、通作距離につきましては譲受人の耕作拠点、ご実家のほうからの距離を記載させていただいておりますので申し添えます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、32番推進委員さんから説明をお願いいたします。

32番推進委員 議長。

議長 はい、32番推進委員。

32番推進委員 32番推進委員でございます。

3番につきまして、10月1日に譲渡人立会いの下、現地調査を行いましたので報告いたします。

権利移転する事由の詳細ですけれども、譲受人と譲渡人はいとこの関係にあります。当該農地は進入路がない不便な農地について、隣接する住宅の居住者に売買する予定であることをいとこの譲受人に話したところ、譲受人の実家もこの農地に隣

接しており、菜園として耕作したいので半分程度を譲ってほしいと言われ分筆したものです。これによりまして、このたびの所有権移転の申請に至ったということでございます。分筆されたもう一方の農地についても、今後転用許可の申請が提出される予定です。譲受人の耕作状況ですけれども、譲受人は夫婦2人暮らしで、週末には譲受人の実家に帰っております。これまでも譲渡人の農地を借りて耕作しておられたということです。このため、管理機や刈払機などを所有されておられます。周辺農地への支障等、特に考えられませんので問題はないのではないかと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。これより質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いいたします。質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。これより議案第52号を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。続きまして、日程3、議案第53号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第53号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は1件でございます。

2ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人（川上）は、酪農業を営んでおり、現在も申請地を牧草地として利用しています。しかし、申請地は表土が深過ぎるため、牧草地に適しておりません。表土を少し剥ぎ取ることで地盤が固まり牧草地に適した農地になるほか、トラクターでの作業や運搬もしやすくなり効率が上がることから、申請地、畑1筆8,700㎡の表土を20センチほど剥ぎ取り、牧草地として利用するため、一時転用申請するものです。申請地の農地区分は、農振農用地で1種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成等■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。なお、本案件

は面積が3,000㎡を超えているため、岡山県農業会議常設審議委員会の諮問案件となります。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、18番委員さんから説明をお願いします。

18番委員 議長。

議長 はい、18番委員。

18番委員 18番です。

この件につきまして、10月6日に申請者の息子さんと現地で確認をいたしました。この土地は排水が悪く、雨が降ると水たまりができて牧草の生育が悪いため、表土を取って勾配をつけ、排水をよくするための一時転用をするものです。転用後は現在と同じ牧草地として利用する予定です。申請地の位置等ですが、                    から約1キロ北東に行った場所にあります。周辺の状況ですが、周辺は全て畑であり、周辺への影響はないと思われまので、審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第53号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第54号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 議案第54号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日ご審議いただく案件は2件でございます。

3ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（落合）は、市道から自宅までの進入路の延長が約30mほどあり

ますが、幅員が2 m程度と狭く不便であったことから、申請地、田1筆31㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、進入路の拡幅のため、転用申請するものです。農地区区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類として、土地利用計画図、断面図、被害防除計画書、農用地区域からの除外通知書が提出されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いします。

25番推進委員 議長。

議長 はい、25番推進委員。

25番推進委員 25番推進委員でございます。

本件につきましては、10月7日土曜日に譲受人立会の下、現地確認を行いました。申請の理由といたしましては、以前から譲受人が進入路の拡幅、このことを考えていまして、5年前に自宅の新築に伴いまして、昨年、令和4年3月に譲渡人に農地の購入、こういったことの相談をしまして了解を得たというところで今回の申請を行っております。周辺の周りは、農地、水田、畑地、そういうところで、特に影響等もないというふうに判断しております。同日、譲渡人とも面会し内容を確認しましたが、双方の内容にそごはございませんので報告させていただきます。審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きます、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 番号2でございます。

申請人、譲受人（市内法人）は、■■■■を営んでおり、以前から申請地周辺で建て売り住宅用地を探していたところ、このたび譲渡人（久世）2名との売買の話がまとまったことから、申請地、田6筆、畑1筆、合計2,477㎡を譲り受け、建て売り住宅を建築するため、転用申請するものです。農地区区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円、建物施設■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円、借入金■■■■円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、立面図、被害防除計画書、農用地区域からの除外通知書が提出されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、32番推進委員さんから説明をお願いします。

32番推進委員 議長。

議長 はい、32番推進委員。

32番推進委員 32番推進委員でございます。

番号2につきましては、10月3日に譲受人である■■■■の担当者職員の方に立会いいただいて現地調査を行いましたので報告します。

転用しようとする事由の詳細ですけれども、本件の主たる譲渡人は現在は岡山市に住んでおられますが元は久世に住んでおられまして、耕作できないため、数年ぐらい前からいろいろなところで農地の処分について打診していたということです。この農地については、年に数回草刈りをするだけの管理が行われていたようです。このたび譲受人が当該農地を引き受けて建て売り住宅を整備することとなったため、申請するものです。もう一方の譲渡人の農地については、進入路がなく、この事業により死地となるため、事業に取り込んで転用するものです。申請地の位置等ですけれども、[REDACTED]から北へ約300m、[REDACTED]の北側にある農地になります。周囲の状況ですけれども、東側、西側、南側が住宅、北側が田となっております。周辺農地への影響ですが、北から南へなだらかに傾斜した一団農地の南端に位置する土地でございます。一般的な住宅が建築される計画のため、影響がないと思われま。その他指摘事項についてはございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第54号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第55号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第55号について、5ページをお開きください。

議案第55号、農用地利用集積計画の決定について。

このことにつきまして、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。案といたしまして、令和5年10月11日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全24筆でございます。

全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく願います。

以上でございます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。  
それでは、これより質疑に入ります。  
質問のある方は挙手で願います。  
質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。  
これをもって質疑を打ち切ります。  
これより議案第55号を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第55号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。  
以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。  
皆様方のほうから何かございませんか。  
よろしいですか。

<「なし」の声>

議長 事務局もよろしいですか。

<「なし」の声>

議長 それでは、閉会したいと思いますけど、次回11月総会は11月10日金曜日の午前10時からですので、よろしく願います。

(午前10時25分 閉会)